

# 出生

に関連するおもな手続き

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
<b>住所 戸籍</b> 子どものマイナンバー	※後日、通知が郵送で送られます (約1か月)		
子どもの住民票コード	※後日、通知が郵送で送られます (約1週間)		

## 保険 年金

子どもが国民健康保険に加入する人	国民健康保険の加入	母子健康手帳	
→出産した人が国民健康保険の人			保険年金課 (1F 黄色⑦番)
① 妊娠 85 日(4 か月)以上で出産した人	産前産後期間に係る保険税減免届	・母子健康手帳または 医療機関が発行した証明書	
② 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の 手続きをし、出産費用が 50 万円(※2)に満 たなかった人	出産育児一時金の支給申請	・母子健康手帳または出産証明書 ・世帯主と分娩者の健康保険証 ・世帯主名義の通帳 <病院でもらった次の2点> ・出産費用の領収・明細書 ・代理契約に関する合意文書	保険年金課 (1F 黄色⑧番)
③ 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、 出産費用の全額を医療機関で支払った人			
→出産した人が国民健康保険以外の人	※同様の制度があります 手続き方法は、加入している健康保険の担当者に問い合わせください		健康保険の加入先
出産した人が国民年金第1号被保険者の人	産前産後期間に係る国民年金保険料の免除 申請	母子健康手帳または出産証明書	保険年金課 (1F 黄色⑥番)
出産した人が障害基礎年金を受給中の人	加算額の申請	出産した子の記載のある戸籍謄本	

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度  
 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では 48.8 万円

## こども

母子健康手帳への出生証明	出生証明	母子健康手帳	市民課 (1F ピンク③番)
児童手当を申請する人	児童手当の申請 ※公務員世帯の人は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して 15 日以内 ※必要なものがそろっていても窓口へ お越しください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 ※2人目以降は、請求者の健康保険証のみで 申請できます	
子ども医療費助成を申請する人	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へ お越しください	・子どもの健康保険証 ・同意書(保護者、生計維持者 同一世帯員) ※同意書は受付窓口でお渡します	こども政策課 (1F 緑色3番)
低体重(2,500グラム未満)で出産された人	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でお尋ねください	
保育園等に入所を希望する人	保育園等の入所相談	※受付窓口でお尋ねください	保育課 (2F 黄緑色13番)

## その他

市営住宅に入居している人	市営住宅の同居手続き	母子健康手帳	・住宅施設課(3F) ・各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の 市営住宅の場合)
--------------	------------	--------	---------------------------------------------------------

# 都城市役所

〒885-8555  
都城市姫城町6街区21号

市役所代表電話

0986-23-2111

開庁時間 午前 **8時30分** ~ 午後 **5時15分**  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

市HP



幸せ上々、みやこのじょう  
日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

## 手続きチェックシート 出生

### ご誕生おめでとうございます

### 出生届

お子さまが生まれたら **14日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、  
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

#### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。  
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで  
身分を証明できるもの>

1点で  
本人確認  
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・ 健康保険証
- ・ 介護保険証
- ・ 顔写真付きの社員証
- ・ 学生証 等
- ・ 年金手帳<sup>※</sup>
- ・ 都城市バス券

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認します。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナンバー(個人番号)を提示いただきます。